

# 農地転用申請に必要な書類

書類の名称	備 考	様式
申請書		有
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	
地番表示図面（公図）	1/600程度のもので、入口道路、法定外公共物（里道、水路）、隣地及び周囲の地目・所有者・耕作者の把握できるもの	
位置・付近の状況を表示する図面	農地の集団性、駅、役場等からの距離、住宅等の密度、道路、河川等及び付近の農地の状況が把握できるもの	
建物等配置図	1/2,000～1/500程度のもので、転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面	
用排水図	敷地内の水管・下水管の位置（井戸や浄化槽の位置を含む。）と雨水排水の排水経路について位置を明らかにした図面	
土地改良区の意見書	意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合は、その事由を記載した書面	
事業計画書	事業内容（計画面積、用排水計画、被害防除、離農措置、工期等）、転用の必要性、面積の妥当性等について詳細に説明した書面（農振除外手続を経ており、かつ、計画内容に変更がない場合は、当該申請に用いた事業計画の概要書の添付をもって代えることができる。）	有
隣接農地の耕作者の意見書	同意が得られない場合は、「農地転用許可申請書に添付する隣接農地耕作者の意見書の取扱について」（平成11年4月12日付け農経第519号農林水産部長通知）に基づく経緯書	有
資金証明書	金融機関の残高証明書、融資可能証明書、補助事業の事業認可の見込みなど、資金の裏付けを証する書面	
仮登記権の抹消若しくは承諾書	仮登記を抹消する予定であればその状況を説明した書面。抹消予定がない場合は仮登記権者の承諾書	
定款（寄附行為）	転用事業者が法人の場合	
法人の登記事項証明書	転用事業者が法人の場合	
戸籍附票	土地登記事項証明書記載に係る所有者等の住所が申請書記載の住所と異なる場合のみ	
小作者等の同意書	地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者の同意書又は解約書の写し	
土地所有者の同意書	所有権以外の権原に基づいて申請する場合のみ	
関係法令の許可書・申請書・資格証明書等の写し	都市計画法、砂利採取法、墓地埋葬法、森林法、国有財産法（赤線・青線の用途廃止関係申請）等、関係法令の許可書・申請書等の写し（関係部局の受付印のあるもの）及び転用事業を行うのに必要な資格等を証する書面	
取水・排水関係同意書	取水・排水について関係者等の同意を必要とする場合のみ	有
水権利者、漁業権者等の同意書	同意を取る必要のある場合のみ	
農地復元計画書	一時転用の場合のみ	
農地復元保証書	砂利採取に係る一時転用の場合のみ	
市町村長の同意書	農振農用区域内における一時転用の場合のみ	
抵当権の抹消若しくは承諾書	抵当権を抹消する予定であればその状況を説明した書面。抹消予定がない場合は抵当権者の承諾書	
地役権者の同意書	資材置場、駐車場等構築物を建設しない場合等地役権の内容に影響を与えないことが明らかな場合は、その旨を証する書面（記名・押印したもの）を添付すれば、地役権者の同意書の添付不要	
代替性がないことが確認できる資料	甲種、第1種又は第2種農地において代替性の確認が必要な場合は、代替性がないことが確認できる資料（他の土地について検討した資料）等	
議事録	設立後1年を経過していない法人で、転用に係る事業費が2,000万円以上の場合のみ	
住民票	申請当事者の申請適格等について特に審査をする必要がある場合	
その他	上記以外で、農地転用許可基準の要件を審査するうえで必要な書類	